

岐阜労働局長メッセージ

～ 平成 30 年度全国労働衛生週間を迎えるにあたって ～

本年度も 10 月 1 日から 7 日まで、国民の労働衛生に関する意識の高揚、事業場の自主的な労働衛生管理活動の推進を通じて、労働者の健康確保に大きな役割を果たすことを目的とする、第 69 回の「全国労働衛生週間」が実施されます。

労働者の健康を巡る状況として、長時間労働等による脳・心臓疾患、精神障害の過労死等労災認定件数は、全国 750 件前後で推移し、そのうち死亡又は自殺（未遂を含む）の件数は 200 件前後となっています。さらに、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は依然として半数を超え、メンタル不調による休業者がいる岐阜県内の事業場の割合は、300 人以上の事業場では 58% に達しているとともに、一般健康診断の有所見率は全国及び県内で 5 割を超え、年々増加傾向にあります。

また、労働力の減少と少子高齢化が進む中で、がん等難病の治療と仕事の両立の必要性が高まるものと予想されますが、県内で両立支援制度を導入している事業場は、11% に止まっています。

このほか、化学物質に関しては、全国的には 1,2 - ジクロロプロパンによる胆管がん、芳香族アミンによる膀胱がんが発生し、県内においても結晶シリカ粉じんによる肺疾患事案など、重篤な健康障害が発生していますが、化学物質のリスクアセスメントの実施率は県内ではまだ約 7 割に止まっています。

このような状況の中、

「こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革」

をスローガンとして労働衛生週間の取組を行います。第 13 次労働災害防止推進計画に基づいて、労働者が医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談を安心して受けられる環境の整備や、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境の改善などのメンタルヘルス対策を強力に推奨し、県内過労死等ゼロに向けて取り組むこととしています。

また、治療と職業生活の両立支援のために「岐阜県地域両立支援推進チーム」による連携を深め、両立に取り組む事業場の支援を強化するとともに、化学物質による健康障害を防止するため、化学物質のラベル表示や SDS 交付の徹底とリスクアセスメント実施を引き続き働きかけてまいります。

各事業場におかれましては、全国労働衛生週間を契機として、労働衛生水準の向上や労働衛生意識の高揚を図るとともに、経営トップが中心となり職場の衛生巡視を行うなど、自主的な労働衛生管理活動の定着を図っていただきますようお願い申し上げます。

平成 30 年 7 月

岐阜労働局長 稲原 俊浩